

公共工事の中間前金払に関するQ & A

Q 1 中間前金払制度のメリットは？

A 部分払と比較すると、中間前金払の認定は書面による審査であり、支払に関する事務手続を大幅に簡素化することができます。しかしながら、中間前金払は次の支払要件を満たすことが必要になるほか、請求時に保証事業会社の保証証書を提出する必要があります。

<支払要件>

- ①既に前金払を受けていること。
- ②工期の2分の1を経過していること。
- ③工程表で2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④既に行われた作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q 2 工程表に比べ作業が遅れているが、中間前金払の請求はできますか？

A Q 1 の回答で明示している支払条件を満たせば、請求することは可能です。

Q 3 中間前金払の認定に必要な書類は？

A 認定請求書（様式第2号）及び工事履行報告書（様式第3号）を発注者に提出する必要があります。

Q 4 中間前金払の支払までの期間は？

A 中間前金払の認定請求書が提出された場合、発注者は7日以内に調査を行い、妥当と認められるときは、受注者に認定調書を交付することとなっています。

なお、支払については、中間前金払の支払請求書を受理した日から14日以内に支払を行うこととなっています。